

～ 参 考 ～

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 「豊川市教育大綱」について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

■大綱の策定等

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 大綱にかかる法令等での位置づけ等

項目	法令の規定及び国通知による解釈
大綱の策定主体	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長である市長が、総合教育会議の中で、教育委員会と協議・調整し、策定する。
大綱の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。 ・教育のほか、学術、文化、スポーツ等も大綱の対象となるが、必ずしも網羅的に記載する必要はない。 ・予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に属する事項についての目標や根本となる方針が考えられる。
大綱と教育振興基本計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、市長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。 ・市長が、総合教育会議で教育委員会と協議・調整し、市教育振興基本計画をもって大綱に代えると判断した場合、別途、大綱を策定する必要はない。
大綱の対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定している。
尊重義務	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合は、市長及び教育委員会双方に尊重義務が発生する。 ただし、その方針に基づき事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標が達成できなかった場合については、尊重義務違反にはあたらない。
策定・公表の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱を策定又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。 ・大綱を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

豊川市教育大綱

基本理念

－ とともに学び 生きる力を育み 未来を拓く豊川の人づくり －

基本理念で目指す人間像

- 自分と他者を大切にする人
- 粘り強く挑戦する人
- 生涯にわたって学び続ける人

基本理念を実現するための基本目標

基本理念と目指す人間像の実現のため、以下の基本目標のもと、各種施策を進めていきます。

〈 基本目標 1 〉 豊かな心と健やかな体を育む教育を実現します

- ① 家庭教育・子育ての支援
- ② 道徳教育の充実
- ③ 人権教育の推進
- ④ いじめ・不登校などへの対応
- ⑤ 学校における体験活動の充実
- ⑥ 読書活動の推進
- ⑦ 子どもの体づくりの推進
- ⑧ 文化遺産の継承と新たな文化の創造

〈 基本目標 2 〉 社会の変化に応える確かな学力を育成します

- ① 楽しくわかる授業の実践
- ② 英語教育の推進
- ③ 理数教育の推進
- ④ 情報教育の充実
- ⑤ 環境教育・E S Dの推進
- ⑥ 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実
- ⑦ 配慮が必要な児童生徒への対応の充実
- ⑧ 進路指導の充実
- ⑨ 教職員のさらなる資質の向上

〈 基本目標 3 〉 豊かな人生を自らが築く生涯学習社会を確立します

- ① 生涯学習の振興
- ② 生涯の健康を支える力の育成
- ③ 生涯スポーツの振興
- ④ 図書館サービスの充実

〈 基本目標 4 〉 魅力ある教育環境づくりを進めます

- ① 児童生徒の安全・安心の確保
- ② 開かれた学校づくりを目指す教育活動
- ③ 学校教育環境の整備
- ④ 地域教育力の向上支援
- ⑤ スポーツ環境の整備
- ⑥ 生涯学習環境の整備
- ⑦ 読書環境の充実